入 札 説 明 書

# （県税システム入力データ作成業務）

# 令和６年２月27日公告

令和６年２月

岩手県総務部税務課

入札説明書

　「県税システム入力データ作成業務」の入札については、公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

　この入札説明書は、この一般競争入札に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

　(1)　業務件名　　　　県税システム入力データ作成業務　１式

　(2)　仕様等　　　　　入札説明書及び特記仕様書等による

　(3)　履行期間　　　　契約締結日から令和８年３月31日まで

　　　　　　　　　　　 ただし、令和７年度において一般会計予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本件業務に係る契約を変更又は解除する場合がある。

　(4)　履行場所　　　　　特記仕様書に記載のとおり

２　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

　〒020-8570

　岩手県盛岡市内丸10番１号

　岩手県総務部税務課　電子システム担当

　電話番号　019-629-5141(直通)

　ＦＡＸ　019-629-5149

　電子メールアドレス　AH0004@pref.iwate.jp

３　入札参加資格

　次の全てを満たす者であること。なお、(3)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

　(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

　(2)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

　(3)　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

　(4)　入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

　(5)　岩手県県税条例（令和３年岩手県条例第58号）第４条に掲げる税目及び消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

４　入札参加者に求められる事項

　(1)　入札参加者は、本説明書、入札公告、仕様書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。

　(2)　入札参加者は、資格審査に必要な書類として、次の書類（以下「申請書等」という。）を令和６年３月19日(火)午後５時までに、２に示す場所に各１部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。

　　ア　一般競争入札参加申請書（様式第１号）

　　イ　団体概要書（別紙１)

　　ウ　業務実施体制等届出書（別紙２)

　　エ　課税事業者届出書（別紙３）又は免税事業者届出書（別紙４）

　　オ　県税納税証明書（証明日が入札公告日以降のもので、県税について未納がないことの証明）

　　カ　消費税及び地方消費税納税証明書（証明日が入札公告以降のもので、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明）

　　キ　法人登記簿謄本（現在事項全部証明書、発行日から3ヶ月以内）

　(3)　申請書等を提出した者は、入札日の前日までの間において、当該申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

　(4)　申請書等は岩手県総務部税務課において審査するものとし、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

　(5)　審査結果は、入札参加者資格確認通知書（様式第２号）により令和６年３月26日（火）までに郵送により通知する。

５　質問書の受付及び回答方法

　この一般競争入札に対して質問がある場合は、質問書（様式第３号）により令和６年３月11日（月）午後５時までに、２に示す照会先に電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

　また、受付した質問は、入札参加者に対し令和６年３月15日（金）までに電子メール又はＦＡＸにより回答する。

６　入札の方法等

　(1)　総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

　(2)　入札書は、下記７の日時、場所に持参すること。

　(3)　入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和６年４月８日（月）午後５時までに２に示す場所に必着すること。

　　　また、封書は二重封筒とし、入札書を中封筒に密閉のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

　　ア　氏名（法人にあっては商号又は名称）

　　イ　「４月９日入札　県税システム入力データ作成業務の入札書在中」

　　　なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

　(4)　入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額は訂正することができない。

　　　また、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

　(5)　代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

　(6)　入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

７　入札、開札の日時及び場所

　(1)　日時

　　　令和６年４月９日（火）　　午後１時30分

　(2)　場所

　　　岩手県盛岡市内丸10番1号　岩手県庁舎地下１階　入札室

８　入札書に関する事項

　入札書は、県で示す書式（様式等４号）により次のことを表示すること。

　(1)　入札年月日

　(2)　入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

　(3)　代理人による入札の場合は、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札すること。

　(4)　あて名は、岩手県知事　達増拓也　とすること。

　(5)　業務名

　(6)　入札金額

９　入札保証金に関する事項

　(1)　入札保証金は入札書に記載する金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の100分の３以上の金額とし、入札開始前までに原則として現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に事前に担当課まで連絡すること）にて岩手県出納局に納付し、領収票を受領すること。

　　　ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結（保証期間は、入札の日から令和６年４月１日までを含む期間とすること。）した場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

　　　また、県が発行する納入通知票による納入を希望する者は、令和６年３月11日（月）午後５時までに入札保証金納付申出書（様式第５号）を提出し、入札執行前までに納付しなければならない。

　(2)　入札参加者は、入札保証金を納付した場合には領収票を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出しなければならない。

　(3)　入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）完了後、入札参加者又はその代理人からの請求により還付する。

　(4)　契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金については、当該競争入札に係る契約書を取りかわした後にこれを還付するものとする。

　　　なお、契約の相手方となるべき者が契約を結ばない時は県に帰属するものとする。

　(5)　契約の相手方となるべき者の入札保証金については、下記14(1)の契約保証金の一部に充当することができる。

　　　なお、この際、保証金充当申出書（様式第６号）を提出するものとする。

　(6)　代理人に入札保証金の納付及び還付に関する行為をさせようとする者は、委任状を提出しなければならない。

10　入札の無効

　次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

　(1)　一般競争入札に参加する資格のない者のした入札

　(2)　入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

　(3)　指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札

　(4)　委任状の提出がなされていない代理人のした入札

　(5)　同一入札参加者又は代理人からの２つ以上の入札

　(6)　入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札

　(7)　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

　(8)　金額を訂正した入札

　(9)　記名押印のない入札

　(10)　明らかに連合によると認められる入札

　(11)　他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11　落札者の決定方法等に関する事項

　(1)　本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

　(2)　落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

　(3)　(2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

　(4)　落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

12　入札、開札に関する事項

　(1)　入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

　(2)　入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

　(3)　入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

13　再度入札に関する事項

　(1)　初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。

　(2)　開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。上記12(3)により、入札場から退去させられた者も、また同様とする。

　(3)　入札執行回数は３回を限度とし、この限度内において落札者がない場合は、入札を打ち切ることとする。

14　契約に関する事項

　(1)　落札者は、契約保証金として、契約額の100分の５以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。

　　　ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

　　ア　契約の相手方が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

　　イ　契約の相手方が過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

　(2)　契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

　(3)　落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は、入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

　(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

　(5)　令和７年度において一般会計予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本件業務に係る契約を変更又は解除する場合がある。

　(6)　契約条項は、別添契約書案のとおりである。

15　その他

　(1)　入札参加者又は契約の相手方がこの一般競争入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものである。

　(2)　提出された書類は、返還しない。

　(3)　提出された書類は、この一般競争入札に係る審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものである。

　(4)　提出された書類を、この一般競争入札に係る審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。

　(5)　令和６年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

　(6)　令和７年度において一般会計予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本件業務に係る契約を変更又は解除する場合がある。